

事務連絡
令和2年5月18日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室長

「保険医療機関等の不正請求等に係る経済上の措置の取扱いについて」
の一部改正について

今般、民法の一部を改正する法律に関する法律（平成29年法律第44号）により、民法（明治29年法律第89号）が改正され、各保険者に対して「保険医療機関等の不正請求等に係る返還金の回収状況の把握について」の一部改正について（令和2年5月8日付け保保発 0508 第3号・保国発 0508 第3号・保高発 0508 第3号）（以下「連名通知」という。）が通知されたことに伴い、「保険医療機関等の不正請求等に係る経済上の措置の取扱いについて」（平成30年5月10日厚生労働省保険局医療課医療指導監査室長事務連絡）を下記のとおり改正し、令和2年4月1日から適用することとしたので、保険医療機関等から地方厚生（支）局（以下「厚生局」という。）に提出される返還金関係書類の取扱いについて留意するとともに、適切な対応に努めるようお願い申し上げます。

また、医師等に係る短期消滅時効が廃止されたため、令和2年4月1日以降の診療により発生する保険医療機関等の診療報酬債権等については、権利を行使することができることを知った時から5年間、権利を行使することができる時から10年間で消滅時効が完成することとなりますので、ご了承くださいますよう併せてお願い申し上げます。

記

新	旧
<p>1 時効期間及び起算日</p> <p>連名通知により、過払いが保険医療機関等の不当利得又は不法行為によって生じたものである場合における返還請求権の時効期間及び起算日については、次のとおりであるので、適切に対応すること。</p> <p>(1) 不当請求の場合</p> <p>① 保険者が厚生局から返還に係る通知を受けた日の翌日等から起算して5年</p> <p>② 審査支払機関から保険医療機関等に支払を行った日の翌日から起算して10年</p> <p>(2) 不正請求の場合</p> <p>① 保険者が厚生局から返還に係る通知を受けた日の翌日等から起算して3年</p> <p>② 不正請求が行われた日の翌日から起算して20年</p> <p>なお、上記(1)及び(2)において、①又は②のいずれか早い方の経過により時効が完成することとなるので、留意すること。</p> <p>2 時効の更新</p> <p>保険医療機関等から返還同意書が提出された場合は、当該明細は債務の承認に当たるため、1(1)②及び1(2)②において、当該明細が厚生局に到達した日の翌日が新たな時効の起算日となること。</p> <p>3 返還金関係書類の取扱い (略)</p>	<p>1 時効の起算日</p> <p>連名通知により、過払いが保険医療機関等の不当利得又は不法行為によって生じたものである場合、その起算日は、原則、返還金関係書類が保険医療機関等から厚生局に到達した日の翌日が起算日となります。</p> <p>2 返還金関係書類の取扱い (略)</p>

<p><u>4</u> その他</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2) 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号による改正後の民法（明治29年法律第89号）の施行日である令和2年4月1日（以下「施行日」という。）前に債権が生じた場合（施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。）におけるその債権の消滅時効の期間及び起算日については、なお従前の例によること。</u></p> <p>(別紙) 略</p>	<p><u>3</u> その他</p> <p>(略)</p> <p>(別紙) 略</p>
--	--